蒲郡市指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号。以下「政令」という。）第５条第２項又は第６条の規定により教育委員会が指定した小学校若しくは中学校を変更する場合又は区域外就学する場合の基準及びその手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において「指定学校変更」とは、政令第８条の規定により市内で通学区域外の小学校又は中学校に就学することをいう。

２　この要綱において「区域外就学」とは、政令第９条の規定により市外から市内の小学校又は中学校に就学することをいう。

　（指定学校変更及び区域外就学の許可基準）

第３条　教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が別表に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、指定学校の変更を決定し、又は区域外就学を承諾することができる。

　（指定学校変更の手続）

第４条　指定学校変更の申立をしようとする児童又は生徒の保護者は、指定学校変更申立書（第１号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項の申立の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を指定学校変更決定通知書（第２号様式）により当該申請をした保護者、指定変更前の小学校又は中学校の校長及び指定変更後の小学校又は中学校の校長に通知し、変更を認めないときは、指定学校変更申立棄却通知書（第３号様式）により理由を付して当該申請をした保護者に通知するものとする。

　（区域外就学の手続）

第５条　区域外就学の申請をしようとする児童又は生徒の保護者は、区域外就学申請書（第４号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

２　教育委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、政令第９条第２項の規定により、児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

３　教育委員会は、第１項の申請に対する承諾の決定をしたときは、その旨を区域外就学承諾通知書（第５号様式）により当該申請をした保護者及び区域外就学させる小学校又は中学校の校長に通知し、不承諾の決定をしたときは、区域外就学不承諾通知書（第６号様式）により理由を付して当該申請をした保護者に通知するものとする。

　（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱施行の際、現に改正前の規定により定められていた第１号様式及び第２号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。